

スペースデブリ専用観測施設の概要

我が国唯一のスペースデブリ専用観測施設

- レーダ観測施設@上斎原

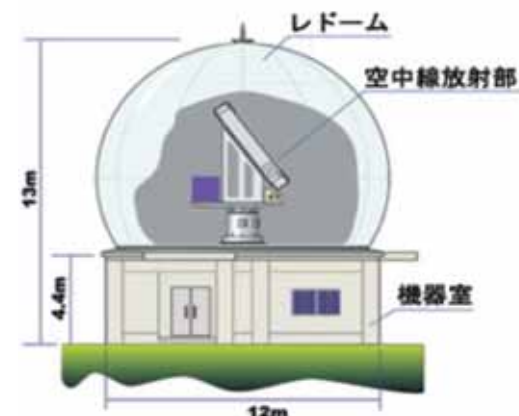
レーダによる低軌道スペースデブリ観測

- 光学観測施設@美星

口径1m、50cm、25cm光学望遠鏡により、
静止軌道付近のスペースデブリの観測及び
地球近傍小惑星観測



50cm光学望遠鏡



レーダサブシステムの断面図



1m光学望遠鏡

現在の体制は限定的であり我が国SSA体制の構築が課題

- JAXAが保有する衛星についてのみ日本宇宙フォーラム(JSF)が保有する上斎原のレーダー及び美星の望遠鏡で観測。
- 宇宙状況を把握する活動(デブリ監視、デブリのカタログ化、宇宙天気、NEO観測等)は、国内の別々の機関等で実施。
- 実効性を高めるため、国際的な協力が必須。

宇宙活動に関する国際行動規範(概要)

一 宇宙活動に関する国際行動規範(International Code of Conduct for Outer Space Activities)案

- 各国の関連の条約等の適切な履行を確保し、宇宙ガバナンスを構築しようとする法的拘束力のない規範(ソフトロー)。2012年6月、宇宙活動に関する国際行動規範多国間会同を開催し、行動規範案の内容及び今後の取り進め方についてEUから説明。
 - 2013年5月、キエフで第一回オープンエンド協議開催(新興国、途上国対象)、同年11月、バンコクで第2回オープンエンド協議開催。議論内容については、以下の通り。
 - 事故、衝突その他の有害な干渉可能性の最小化
 - スペースデブリ発生低減のため宇宙物体の意図的な破壊等の差し控え
 - 宇宙物体への危険な接近をもたらす可能性のある運用予定、軌道変更、再突入等、衝突等のリスクの通報
 - 他国による違反の可能性がある場合の協議要請、等
- 各国の取り組み
 - 2012年1月、クリントン米国務長官(当時)は、本規範の正式な交渉を開始することを支持。
 - 中・露ともに本規範の作成を歓迎しつつも、兵器配置防止条約案(PPWT: Treaty on Prevention of the Placement of Weapons in Outer Space and of the Threat or Use of Force against Outer Space Objects)の必要性を主張、平和利用に限定すべきとの立場。
 - 宇宙新興国(ブラジル等): 自らの宇宙利用の権利が制限されないかと懐疑的。

宇宙政策は

技術政策、イノベーション政策

産業政策

安全保障政策

外交政策

社会、国家の在りようの問題



国家戦略そのもの

平成20年5月に宇宙基本法制定

宇宙基本法の成立(平成20年5月)

- 宇宙基本法は、3党(自由民主党、公明党、民主党)の超党派による議員立法により、平成20年5月成立。

従来

衛星・ロケット
の**開発**が
主な取り組み



方向性

課題解決の手段として
宇宙**利用**を推進

<宇宙基本法附則>

- 1年を目途に宇宙開発戦略本部の事務を内閣府が行うための法整備を行うこと
- 1年を目途にJAXAの目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、所管行政機関について検討し見直すこと
- 政府の宇宙開発利用の推進体制について検討を行い、必要な措置を講じること

宇宙基本法(骨子)

- 第169回国会において、3党(自由民主党、公明党、民主党)の合意の法案を衆議院内閣委員長提案として上程。
- 平成20年5月28日 公布 (平成20年法律43号)
- 平成20年8月27日 施行

宇宙開発利用に関する基本理念

- 宇宙の平和的利用
- 国民生活の向上等
- 産業の振興
- 人類社会の発展
- 国際協力等の推進
- 環境への配慮

宇宙開発利用の司令塔

- 宇宙開発戦略本部の設置による宇宙開発利用に関する施策の総合的・計画的な推進
内閣に設置(内閣総理大臣が本部長、内閣官房長官と宇宙開発担当大臣が副本部長、その他の全ての国務大臣が本部員)
- 宇宙基本計画の作成

基本的施策

- 国民生活の向上等に資する人工衛星の利用
- 国際社会の平和・安全の確保、我が国の安全保障に資する宇宙開発利用の推進
- 人工衛星等の自立的な打上げ等
- 民間事業者による宇宙開発利用の促進
- 宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上
- 宇宙の探査等の先端的な宇宙開発利用、宇宙科学に関する学術研究等の推進
- 宇宙開発利用の分野における国際協力の推進等
- 環境と調和した宇宙開発利用の推進及び宇宙の環境保全のための国際的な連携の確保
- 宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上
- 宇宙開発利用に関する教育・学習の振興等
- 宇宙開発利用に関する情報の管理

体制の見直しに係る検討等

- 宇宙活動に関する法制の整備
- 宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等(施行後1年を目途)
- 宇宙航空研究開発機構(JAXA)等の在り方等の見直し(施行後1年を目途)
- 宇宙開発利用に関する施策の総合的・一体的な推進のための行政組織の在り方等の検討

宇宙基本法のポイント

1. 「平和利用原則」から「日本国憲法の平和主義の理念」へ

2. 宇宙開発戦略本部の設置

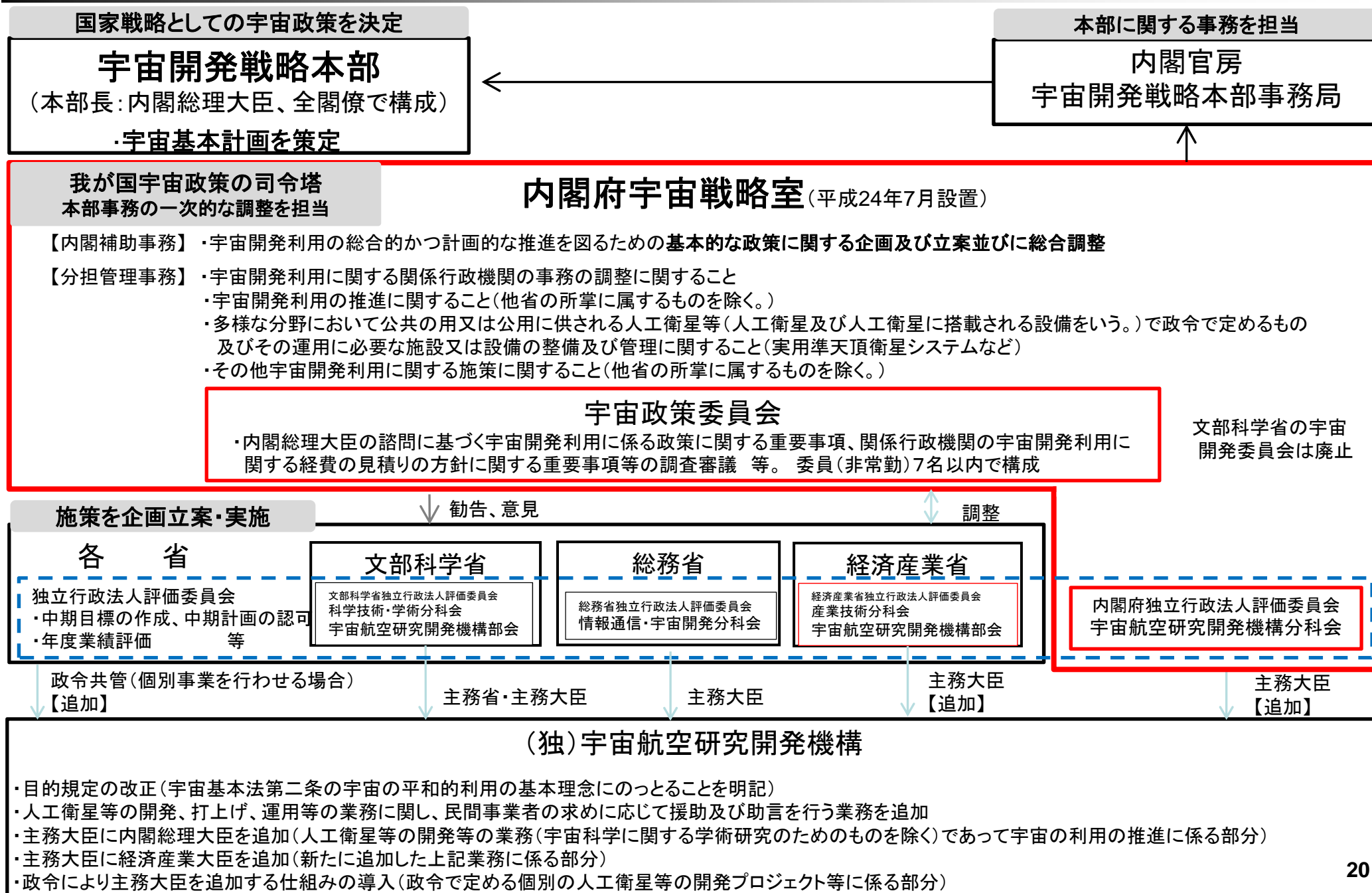
- ・「宇宙基本計画」を策定
- ・総理が宇宙政策を決める体制へ

3. 宇宙開発戦略本部の事務を内閣府に整備

- ・JAXAの見直しを含め法施行後1年を目途

平成24年7月に宇宙政策の 新たな推進体制を構築

我が国の宇宙開発利用推進体制(平成24年7月以降)



○内閣府宇宙戦略室； 我が国宇宙政策の司令塔

- ・内閣補助事務として、宇宙開発戦略本部（本部長；内閣総理大臣。全閣僚で構成）を補佐
- ・宇宙政策委員会の審議を経て、
 - ・戦略的予算配分方針を策定、各省に指示、各省をフォローアップ
 - ・宇宙基本計画に盛り込むべき事項について検討。
- ・多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星の整備、運用（準天頂衛星等）

○JAXA；政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関

- ・「平和目的」規定を宇宙基本法と整合化。
- ・民間の求めに応じて援助及び助言を行なう体制に。
- ・主務大臣に文部科学大臣、総務大臣に加え、内閣総理大臣と経済産業大臣を追加。
- ・各省のニーズに応じて衛星等を開発、各省も政令追加によって主務大臣に。

宇宙政策委員会 委員名簿

(委員長)	葛西 敬之	東海旅客鉄道株式会社代表取締役名誉会長
(委員長代理)	松井 孝典	千葉工業大学惑星探査研究センター所長、 東京大学名誉教授
	青木 節子	慶応大学総合政策学部総合政策学科教授
	中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授
	松本 紘	京都大学総長
	山川 宏	京都大学生存圏研究所 宇宙圏航行システム工学分野教授
	山崎 直子	宇宙飛行士

宇宙基本計画

宇宙基本計画の概要

(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)

第1章 宇宙基本計画の位置付けと新たな宇宙開発利用の推進体制

今後10年程度を視野に置いた平成25年度からの5年計画。
内閣府が宇宙政策の司令塔機能を担うとともに、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)は政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置付けられた。

第2章 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

《 宇宙利用の拡大 》

宇宙利用によって、産業、生活、行政の高度化及び効率化、広義の安全保障の確保、経済の発展を実現する。

《 自律性の確保 》

民間需要獲得などにより産業基盤の維持、強化を図ることで、我が国が自律的に宇宙活動を行う能力を保持する。

施策の重点化の考え方と3つの重点課題 :

宇宙利用の拡大と自律性の確保に向けた取組に必要な資源を確保し、宇宙科学に一定規模の資源を充当した上で、宇宙探査や有人宇宙活動等に資源を割り当てる。

「安全保障・防災」「産業振興」「宇宙科学等のフロンティア」の3つの課題に重点を置くとともに、科学技術力や産業基盤の維持、向上が重要。

《 我が国の宇宙開発利用に関する6つの基本理念 》

宇宙の
平和的利用

国民生活
の向上等

産業の振興

人類社会
の発展

国際協力等
の推進

環境への配慮

第3章 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

宇宙利用拡大と自律性確保を実現する4つの社会インフラ

A 測位衛星

2010年代後半を目途に準天頂衛星4機体制を整備（将来的には7機体制を目指す。）
利用拡大と海外展開を推進（2020年代に市場規模4兆円を目指す。）
次世代測位衛星技術の研究開発を推進

B リモートセンシング衛星

継続的なデータ提供と撮像頻度の向上（1日1回以上の撮像）を実現する複数の衛星による
一体的な運用（コンステレーション）を推進（「ASEAN防災ネットワーク構築構想」）。アジアを中心に
毎年2機以上の海外受注を目指す。
安全保障、災害対応上重要な情報収集衛星及び気象衛星は継続的に運用
衛星データの利用拡大による産業・行政の高度化、効率化を実現（衛星データ市場1000億円を目指す。）

C 通信・放送衛星

我が国宇宙産業の国際競争力強化のための技術実証の推進（毎年3機以上の海外受注を目指す。）
政府における安全保障・防災等必要な衛星通信インフラの確保（防衛省Xバンド衛星通信等）
東日本大震災を踏まえた災害時の通信インフラ確保のための技術開発

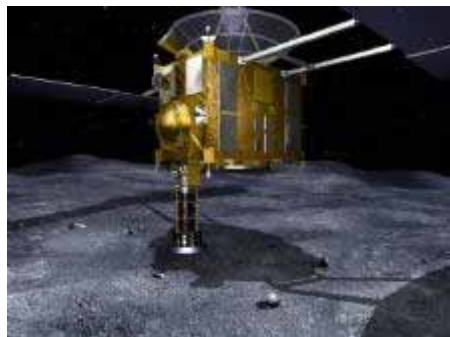
D 宇宙輸送システム

我が国が必要とする衛星等を必要な時に独力かつ効率的に打ち上げる能力を長期にわたり維持、
強化、発展するため、総合的検討を行い、必要な措置を講じる。

将来の宇宙開発利用の可能性を追求する3つのプログラム

E 宇宙科学・宇宙探査プログラム

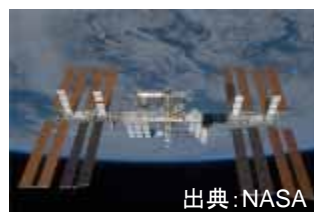
これまで世界的に優れた成果を創出してきたことから、今後も一定規模の資金を確保し、宇宙科学研究所を中心とする理学・工学双方の学術コミュニティの英知を集結し、実施。



小惑星探査機「はやぶさ」(MUSES-C)

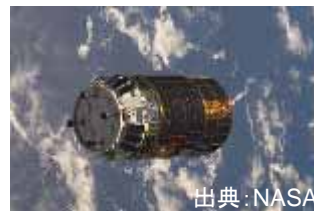
F 有人宇宙活動プログラム

国際宇宙ステーションは、不断の経費削減に努めるとともに、2016年以降、プロジェクト全体の経費の削減や運用の効率化等により経費の圧縮を図る。



出典: NASA

国際宇宙ステーション (ISS)

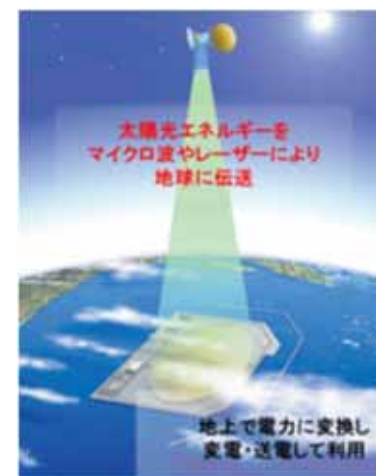


出典: NASA

宇宙ステーション補給機「こうのとり」(HTV)

G 宇宙太陽光発電研究開発プログラム

将来のエネルギー源となる可能性があるため、地上における電力電送実験等を行う。



宇宙太陽光発電システム (SSPS) のイメージ

宇宙開発戦略本部における内閣総理大臣指示事項(平成25年1月25日)

宇宙基本計画の決定を受け、関係閣僚においては、その着実な実施に取り組むとともに、特に以下の事項について、内閣府特命担当大臣(宇宙政策)を中心に速やかに取り組むこと。

1. 内閣府の司令塔機能を一層強化し、宇宙基本計画の効率的かつ効果的な実施に向けて、予算の重点化など最適な資源配分を行うための検討を行い、必要な措置を講じること。また、宇宙政策を経済成長と産業の活性化の観点から関係府省が連携して強力に推進すること。
2. 先般の法改正により、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)は安全保障を含めた政府全体の宇宙開発利用を支える機関となったことから、JAXAの主務大臣は宇宙基本計画の優先順位に従って事業を実施するよう中期目標・中期計画を定めること。また、内閣府は、中期目標が宇宙基本計画に基づいていることを厳正に点検すること。
3. 宇宙基本計画の実施に当たっては、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」の見直しを踏まえ、安全保障政策と密接に連携すること。

宇宙政策委員会における内閣総理大臣発言

平成25年4月24日、安倍総理は総理大臣官邸で、平成25年第5回(通算14回)となる宇宙政策委員会に出席し、あいさつの中で次のように述べた。



「私は、本年を「宇宙利用」元年としたいと思います。今後の宇宙政策の要諦は、産業振興及び日米協力・安全保障であります。このためには、「従来の研究開発重視から、出口を見据えた利用拡大重視への転換」、「自前で宇宙活動できる能力の保持」を行わなければなりません。その際、「限られた資源の重点配分と民間資金の導入」、「民間需要や海外需要の取り込み」が必要であります。」

平成27年度の戦略的予算配分 方針を各省に提示

○戦略的予算配分方針とは・・・

宇宙基本計画を実施するための
重要なツール

宇宙政策委員会



審議・とりまとめ



各省へ
山本大臣名
で通知



各省は
戦略的予算配分
方針に従い
概算要求を行う
ことが求められる

(1) 宇宙利用拡大及び自律性確保の視点

- 従来の研究開発重視から、出口を見据えた利用拡大重視への転換
- 自前で宇宙活動できる能力の保持

(2) 安全保障の視点

- 宇宙空間の安定的利用を図ることは、国家安全保障上重要
(国家安全保障戦略(2013年12月閣議決定))
- 具体的な協力分野として宇宙状況監視(SSA)、宇宙を利用した海洋監視(MDA)(日米安全保障協議委員会(2+2)(2013年10月))
- 「宇宙に関する包括的日米対話 第2回会合」(2014年5月)において「日本の宇宙活動の活発化が日米双方の安全保障に不可欠な宇宙アセットの抗たん性の向上につながる日米宇宙協力の新しい時代が到来」したことを確認。

平成27年度予算の重点について : 重点化すべき事業

(1) 測位衛星

- 2010年代後半の準天頂衛星システムの4機体制整備
- 初号機みちびき後継機の開発推進
- 屋内測位技術を活用した屋内外のシームレス測位に向けた検討の推進。



準天頂衛星
「みちびき」

(2) リモートセンシング衛星

- ユーザーニーズを踏まえた衛星等の在り方に関する調査・検討の推進。
(当面の取組みとして、早急に開発を開始すべき人工衛星を特定)
- 情報収集衛星の4機体制の確実な維持と、機能の拡充・強化。



だいち2号

(3) 宇宙輸送システム

- 新型基幹ロケット開発の着実な推進(キー技術の要素試験等)
 - 我が国宇宙活動の自律性を確保
 - 国際競争力ある宇宙輸送システムを整備



H-2A

イプシロン

- (4) 宇宙状況監視(SSA:スペースデブリ対策)
宇宙を利用した海洋監視(MDA)



その他の主要事業

リモートセンシング衛星

- データポリシーや関連法制等の整備により衛星画像データ利用を推進。

通信・放送衛星

- 情報収集衛星用 データ中継衛星の検討。
- Xバンド通信衛星網の整備を着実に推進。
- 光データ中継衛星について早期技術実証・実用化に向けた取組を推進。

宇宙輸送システム

- 実用型の再使用型宇宙輸送システム実現に向けた検討（小型実験機の開発検討 等）

衛星等の宇宙インフラの開発・整備・運用等に係る中長期ビジョンの検討

宇宙科学・宇宙探査

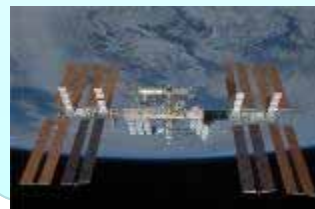
- 一定規模の資金を確保し「宇宙科学・探査ロードマップ」を着実に実行



小惑星探査機「はやぶさ2」

有人宇宙活動

- 経費の圧縮
- 2016年から2020年までのISS計画への参加形態等の検討
- 2024年までのISS運用延長に対する我が国対応方針の総合的検討

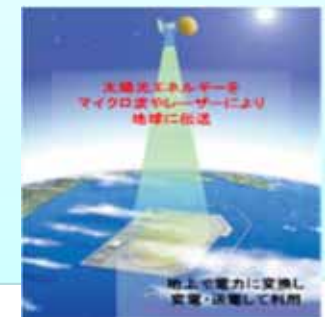


国際宇宙ステーション (ISS) 宇宙ステーション補給機「こうのとり」(HTV)

宇宙太陽光発電

- 将来のエネルギー源となる可能性。
- 無線送受電技術に係る研究を実施

宇宙太陽光発電システム(SSPS)のイメージ



国家安全保障戦略における 宇宙の位置付け

「国家安全保障戦略」の意義

- 国防の基本方針(昭和32年5月20日国防会議決定・閣議決定)に代わるものとして日本の戦略を内外に発信
- NSCの司令塔機能(四大臣会合)の下に国家安全保障戦略を戦略的・体系的に推進
- 関連安全保障分野(海洋・宇宙・サイバー・ODA・エネルギー等)の政策に指針を与える
- 国の他の諸施策の実施に当たっては、国家安全保障上の観点を十分に考慮
- NSC(+国家安全保障局:NSS)が戦略(大綱)について定期的に体系的な評価を実施

「国家安全保障戦略」の構成

策定の趣旨

国家安全保障の基本理念

- 1 我が国が掲げる理念
- 2 我が国の国益と国家安全保障の目標

我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

- 1 グローバルな安全保障環境と課題
 - (1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展
 - (2) 大量破壊兵器等の拡散の脅威
 - (3) 国際テロの脅威
 - (4) 国際公共財(グローバル・コモンズ)に関するリスク
 - (5) 「人間の安全保障」に関する課題
 - (6) リスクを抱えるグローバル経済
- 2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
 - (1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性
 - (2) 北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為
 - (3) 中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出

我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

- 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
 - (1) 安定した国際環境創出のための外交の強化
 - (2) 我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築
 - (3) 領域保全に関する取組の強化
 - (4) 海洋安全保障の確保
 - (5) サイバーセキュリティの強化
 - (6) 国際テロ対策の強化
 - (7) 情報機能の強化
 - (8) 防衛装備・技術協力
 - (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進**
 - (10) 技術力の強化

- 2 日米同盟の強化
 - (1) 幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化
 - (2) 安定的な米軍プレゼンスの確保

- 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
 - (1) 我が国と普遍的価値・戦略的利益を共有する国との協力関係の強化
 - (2) 中国との安定的な関係の構築
 - (3) 北朝鮮問題への対応
 - (4) ロシアとの協力の推進
 - (5) 地域協力の枠組み等の積極的活用
 - (6) アジア太平洋地域の友好諸国とアジア太平洋地域の安定の確保に向けた協力
 - (7) 国際社会の平和と安定に向けたアジア太平洋地域外の諸国との協力関係の強化

- 4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与
 - (1) 国連外交の強化
 - (2) 法の支配の強化
 - (3) 軍縮・不拡散に係る国際努力の主導
 - (4) 国際平和協力の推進
 - (5) 国際テロ対策における国際協力の推進

- 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
 - (1) 普遍的価値の共有
 - (2) 開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現
 - (3) 開発途上国の人材育成に対する協力
 - (4) 自由貿易体制の維持・強化
 - (5) エネルギー・環境問題への対応
 - (6) 人と人との交流の強化

- 6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進
 - (1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化
 - (2) 情報発信の強化
 - (3) 社会的基盤の強化
 - (4) 知的基盤の強化

国家安全保障戦略(平成25年12月17日閣議決定) 宇宙関連部分抜粋

我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

(9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進

宇宙空間の安定的利用を図ることは、国民生活や経済にとって必要不可欠であるのみならず、国家安全保障においても重要である。宇宙開発利用を支える科学技術や産業基盤の維持向上を図るとともに、安全保障上の観点から、宇宙空間の活用を推進する。

特に情報収集衛星の機能の拡充・強化を図る。また、自衛隊の部隊の運用、情報の収集・分析、海洋の監視、情報通信、測位といった分野において、我が国等が保有する各種の衛星の有効活用を図るとともに、宇宙空間の状況監視体制の確立を図る。

また、衛星製造技術等の宇宙開発利用を支える技術を含め、宇宙開発利用の推進に当たっては、中長期的な観点から、国家安全保障に資するように配慮するものとする。

宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)

第2章 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

2-4. 我が国の宇宙開発利用に関する6つの基本理念

(1) 宇宙の平和的利用

四方を海で囲まれた我が国にとって、平素から我が国周辺海空域を常時監視し、各種事態の兆候を早期に探知して、収集した各種情報を迅速に伝達・共有する機能を強化する上で、宇宙空間の利用は極めて重要な手段の一つと位置付けられる。

このような観点から、平成27年度からの運用を目途に自衛隊の通信に利用する新たな通信衛星の整備が進められており、宇宙空間を利用したC4ISR5の機能強化が着実に進んでいるほか、厳しい財政事情の中、我が国の安全保障に資する調査・研究等が行われている。

また、平成10年度に導入が決定された情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理に必要な情報の収集に活用されており、今後ともその機能の拡充・強化が必要である。

なお、諸外国においても、防衛分野での宇宙利用が進められていることから、今後の動向について、十分な注視が必要である。また、安全保障用途で培った技術であっても一定期間が経過するなど安全保障に支障がないものを民生に応用することにより、産業基盤の維持、強化に資することも重要である。

また、民生・安全保障両分野において宇宙空間の利用が拡大するにつれ、我が国の持続的な宇宙開発利用を確保するためには、スペースデブリ(宇宙のゴミ。以下「デブリ」という。)との衝突等から人工衛星等を防護することなどを目的とした宇宙状況監視(SSA: Space Situational Awareness)体制の構築が重要な課題となっている。政府が保有する各種機能の有効活用に加え、関係省庁が民生及び外交・安全保障の両観点から適切な対応を取ることが重要である。

安全保障分野での宇宙利用に際しては、宇宙基本法を踏まえ、我が国が締結した国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念に基づき、国際情勢、とりわけ北東アジアの状況をも十分に踏まえつつ、特に我が国の安全保障に資する情報収集、警戒監視、情報通信機能等を強化するとの観点から宇宙開発利用を推進する。

宇宙基本法を踏まえた2012年の法律改正(内閣府設置法等の一部を改正する法律)によって、JAXAの目的が見直されたことから、安全保障分野における貢献が重要である。

宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)

第3章 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

3-3. 宇宙空間の戦略的な開発・利用を推進するための8つの横断的施策

(3) 宇宙を活用した外交・安全保障政策の強化

(3-2) 宇宙を活用した安全保障政策の強化

① 現状

a) 国際社会における宇宙と安全保障の現状

宇宙条約(「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」昭和42年条約第19号)の第三条において「国際連合憲章を含む国際法に従って、国際の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進のために活動を行う」と明記されている。

b) 安全保障に係る宇宙利用の位置付けの経緯

我が国の安全保障分野での宇宙利用は、1969年に国会で採択された「宇宙の平和利用決議」の趣旨を尊重し、自衛隊による宇宙利用を「その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星(昭和60年2月6日政府見解抜粋)」、即ち、通信衛星、気象衛星、測位衛星、情報収集衛星のように、その利用が一般化した機能を有する衛星に限定してきた。

2008年8月に施行された宇宙基本法第一条(目的)において、我が国の宇宙開発利用は、「日本国憲法の平和主義の基本理念を踏まえ」推進することが明記された。また、宇宙基本法第十四条において、基本的施策の一つとして「国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。」と位置付けられた。

2012年7月に施行された改正JAXA法においては、第四条(機構の目的)を宇宙基本法と整合的なものとするために改正され、日本国憲法の平和主義の理念に則って活動を行うことを明確にした。

② 課題

a) 海外における宇宙の安全保障上の位置付けの高まり

世界の主要国において、リモートセンシングなどによる情報収集や衛星通信、衛星測位等、安全保障分野での宇宙の利用が進められており、我が国においても対応を検討する必要がある。

宇宙基本計画(平成25年1月25日宇宙開発戦略本部決定)

b) 関係国で連携した宇宙インフラの整備

厳しい財政制約の中、各国とも関係国との連携が進められており、デブリ対策、宇宙状況監視(SSA)等の検討に、我が国も参画していく必要がある。

③ 5年間の開発利用計画

我が国の安全保障上、宇宙利用は有効な手段であり、特に情報把握、情報共有、指揮・統制手段等の高度化を図る上で宇宙利用は極めて重要である。各分野における方向性は以下のとおり。

a) 情報把握

宇宙分野の技術動向等を踏まえ、広域における総合的な警戒監視態勢の在り方について検討し、情報収集施設・器材・装置等の整備、更新と能力向上に努める。

情報収集衛星については、4機体制を確実に維持するとともに、より高い撮影頻度とすることによる情報の量の増加、商業衛星を凌駕する解像度とすること等による情報の質の向上、増大するデータの受送信及び判読・分析を迅速に行い、速やかなプロダクト配付を可能とすることによる即時性の向上等により、情報収集衛星の機能の拡充・強化を図り、引き続き必要な情報収集を実施する。

リモートセンシングについては、平時における協力だけでなく、災害状況把握等における二国間、多国間協力による衛星整備体制を推進するとともに、衛星データ販売事業者等に係る規制事項や価格設定の在り方等の標準的なデータポリシーの在り方を検討する。

また、政府全体としての取り組みを踏まえた宇宙状況監視、及び、宇宙を利用した海洋監視の実施を視野に入れた検討及び赤外線センサーシステムの宇宙空間での実証に向けた検討を行う。

b) 情報共有、指揮・統制等

自衛隊の情報共有、指揮・統制等のための高機能なXバンド衛星通信網を構築する。

また、準天頂衛星システムとGPSとの相互運用性を高める等衛星測位の活用方策に係る検討を進める。

c) 防衛大綱を踏まえた宇宙を活用した安全保障政策の推進

なお、今後の安全保障に係る宇宙開発利用については、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」の見直しの結論も踏まえて、推進していく必要がある。

宇宙に関する包括的日米対話 第2回会合が開催

宇宙に関する包括的日米対話 第2回会合(概要)

- 1 日時 平成26年5月9日(金)8:30~16:30
(第1回は平成25年3月11日、於:東京)
- 2 場所 米国ワシントンD. C. 国務省会議室

3 主要参加者等

日本側の主要参加者等

共同議長 内閣府宇宙戦略室及び外務省総合外交政策局の代表
参加省庁等
国家安全保障局、文部科学省、経済産業省、環境省、防衛省、
独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)

米国側の主要参加者等

共同議長 大統領府国家安全保障会議及び大統領府科学技術政策局の代表
参加省庁等
国務省、国防省、商務省、運輸省、連邦航空宇宙局(NASA)、国家情報長官室、
通商代表部、地質調査所

(1) 総論

- ア 日米両国の多くの関係省庁・機関が参加して、広範で包括的かつ戦略的な視点から、民生分野と安全保障分野にまたがる包括的な日米宇宙協力に関する議論を行った。
- イ 両国が直面する共通の安全保障上の課題を踏まえ、日本の宇宙活動の活発化が日米双方の安全保障に不可欠な宇宙アセットの抗たん性の向上につながる日米宇宙協力の新しい時代が到来したことを確認した。
- ウ 日米宇宙協力を行動志向なものにするという意図を確認した。

宇宙に関する包括的日米対話 第2回会合(概要)

(2)各論(議論した主な内容)

- ア 日本の宇宙基本計画の実施状況及び米国の国家宇宙輸送政策を含むそれぞれの宇宙政策に関する情報交換
- イ リモートセンシング・データ・ポリシー及び規制メカニズム
- ウ 米国GPS及び日本の準天頂衛星システム(QZSS)による測位、航法及びタイミング・サービスにおける更なる連携
- エ 宇宙からの気象観測及び地球環境観測を含む、地球観測及び宇宙科学に関する更なる協力
- オ 国際宇宙ステーション協力、将来の宇宙探査活動及び2016年又は2017年に日本において開催予定の国際宇宙探査フォーラムに関する協力
- カ 日米間の宇宙状況監視(SSA)情報の共有に関する協力の更なる実施及び抗たん性強化に係る関心を確認、昨年5月の日米SSA協力取極や本年5月のJAXAから米国戦略軍に対するSSA情報の提供に関する取決めを歓迎
- キ 宇宙を利用した海洋監視(MDA)による運用及び経済面の利益を評価する協力を継続した関心を再確認、本年3月に初めての宇宙を利用したMDAに関する机上演習を成功裏に実施
- ク 宇宙活動に関する国際行動規範及び宇宙活動の透明性・信頼醸成措置(TCBM)の推進に係る協力
- ケ 第3回会合を2015年前半に東京で開催することで一致

日本再興戦略の改訂

日本再興戦略の改訂

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

⑥ビッグデータの利活用が価値を生み出す環境整備

- 積極的なビッグデータの利活用によるビジネス創出、社会課題の解決を更に促すため、行政や民間企業等の保有するデータの組織の壁を越えた共有・連携によって、新たな価値が創出される環境の整備を進める。
- このため、準天頂衛星などの宇宙インフラのデータや携帯電話事業者等の保有する位置情報などの各主体が独自に保有する地理空間情報（G空間情報）を集約し、検索・活用可能とするG空間プラットフォームの運用を2016年度から開始することとし、その利活用に係るルール整備等を進める。

日本再興戦略の改訂(続き)

二. 戦略市場創造プラン

テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

(3) 新たに講ずべき具体的施策

③ 衛星等の宇宙インフラに係る中長期ビジョンの検討

- 宇宙利用の拡大に資するべく、衛星の開発等に関する優先順位や民間企業からの関連利益の還元方策の在り方等を含め、官民それぞれの役割分担の下、効率的かつ効果的な衛星などの宇宙インフラの開発、整備、運用等に係る中長期のビジョンを検討する。